子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）

申請が必要な方の受付開始

子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）の、申請が必要な方の申請を８月２日（月）から開始します。

【対象者】

①主たる生計中心者（所得が高い方）の令和３年度住民税（均等割）が非課税で、児童手当または特別児童扶養手当を受給していない平成15年４月２日～平成18年４月１日生まれの児童のみを養育している方

②新型コロナウイルス感染症の影響で、令和３年１月１日以降の収入が急変し、住民税（均等割）非課税相当の収入（所得）と同じ水準となった方で、平成15年４月２日～令和４年２月28日までに生まれた児童（特別児童扶養手当の認定を受けている場合は、平成13年４月２日以降に生まれた児童も対象）を養育している方

詳細は、フローチャート、非課税所得限度額表をご参照いただくほか、区ホームページもご覧ください。

【必要書類】申請書、申請者の本人確認書類、口座情報の分かる書類、その他状況に応じて必要な書類を求めることがあります

※②に該当する方は、収入（所得）見込額の申立書、収入の確認書類（本人・配偶者等）も必要です。

【給付額】対象児童１人当たり一律50、000円

【申請方法】こども家庭支援課（区役所３階14番）窓口にある、申請書、収入（所得）見込額の申立書（区ホームページからも入手可）、その他必要書類とともに、〒135－8383区役所こども家庭支援課給付係へ郵送または窓口で

【申請受付期間】８月２日（月）～令和４年２月28日（月）

【特設申請相談・受付】８月４日（水）～13日（金）午前９時～午後４時（月～金曜※祝・休日を除く※８日（日・祝）は受付可能）区役所７階71～73会議室

【支給時期】①に該当すると思われる方には、８月２日（月）に案内、申請書を郵送。各月15日までに書類に不備なく申請した場合、翌月10日頃に支給

【支給方法】申請書記載の受取口座に振り込み

※子育て世帯生活支援特別給付金「ひとり親世帯分」または「ひとり親世帯以外分」ですでに支給を受けている児童の分は除く

問 江東区子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）コールセンター ☎（3647）2092（９月30日（木）まで午前９時～午後４時半（月～金曜※祝日を除く））

こども家庭支援課給付係 ☎（3647）4754 FAX（3647）9196

江東区平和祈念パネル展

「東京大空襲と学童集団疎開」

昭和20年３月９日から10日にかけての東京大空襲で、多くの尊い生命を失った江東区では、二度と戦争の惨禍を繰り返さないようにという区民の平和への強い願いと真摯（しんし）な気持ちを込め、昭和61年12月13日に「江東区平和都市宣言」（全文は区ホームページに掲載）を行いました。

区では、区民の皆さんがあらためて平和の尊さを考えるきっかけとなるよう、毎年、平和祈念パネル展を開催しています。今年も東京大空襲の写真、学童集団疎開をしたこどもたちの写真などを展示しますので、ぜひご覧ください。

時 ８月10日（火）～16日（月）午前９時～午後８時（初日は午後１時から）

場 江東区文化センター２階展示ロビー（東陽４－11－３）

原爆死没者の慰霊ならびに平和祈念の黙とう

広島市と長崎市では、原爆死没者のめい福と世界恒久平和を願い、原爆が投下された時刻に１分間の黙とうを捧げることとしています。

この趣旨をご理解のうえ、家庭や職場および地域でも黙とうをお願いします。

【原爆が投下された日時】

○広島＝昭和20年８月６日　午前８時15分

○長崎＝昭和20年８月９日　午前11時２分

問 総務課総務係 ☎（3647）4020 FAX（3699）8773

▲焼夷弾（しょういだん）の2/3スケールの模型

原爆死没者の無縁遺骨名簿の閲覧

まだ引き取られていない原爆死没者の遺骨のうち、氏名に手がかりのある遺骨の名簿が、広島・長崎両市から届いています。

心当たりのある方はお問い合わせください。

問 広報広聴課広聴相談係（区役所２階22番）☎（3647）2364 FAX（3647）9635

子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）支給要件フローチャート

※申請が必要かの目安としてご確認ください

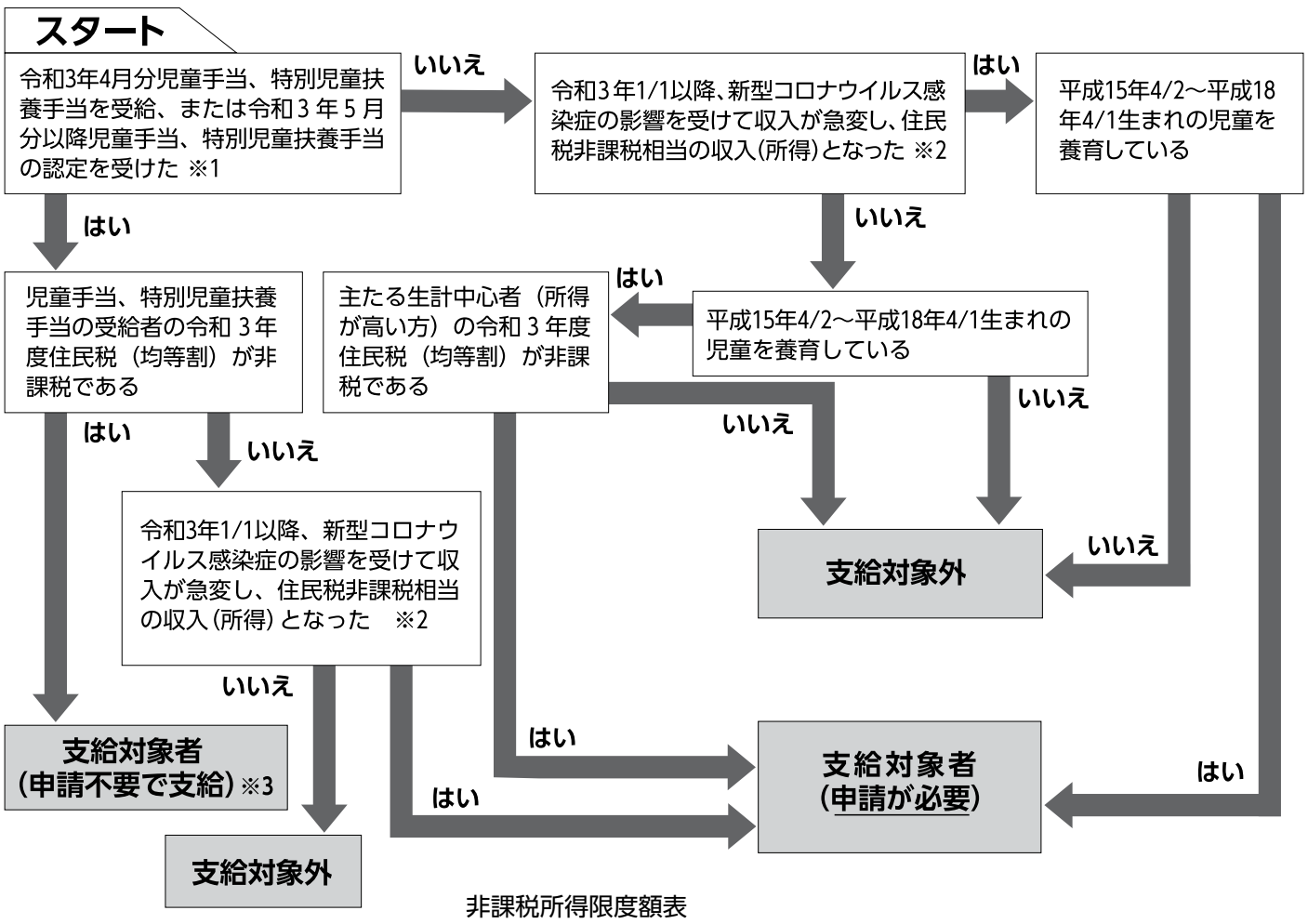

※1　令和3年4/1～令和4年2/28に生まれた児童も対象になります。

※2　非課税相当の収入（所得）については右記の「非課税所得限度額表」をご確認ください。

※3　職場で児童手当を受給している公務員の方は、申請が必要です。

非課税所得限度額表

申請者の税法上の扶養親族の数	非課税所得限度額（年額）	非課税相当収入限度額（年額）（給与収入においての参考金額）
0人	45万円	100.0万円
1人	101万円	156.0万円
2人	136万円	205.7万円
3人	171万円	255.7万円
4人	206万円	305.7万円
5人	241万円	355.7万円

※16歳未満扶養親族・控除対象の配偶者も人数に含めてください。
※扶養親族が0人または1人の場合で税法上の「障害者、未成年者、寡婦、ひとり親」控除に該当するときは、非課税所得限度額は135万円となります。